

別表（要綱第4条関係）

社会福祉法人米原市社会福祉協議会地域福祉活動補助額

1. 基本補助

【基準日：令和2年4月1日】

自治会世帯数	補助額	対象自治会
200世帯まで	7,500円	長久寺・須川・大野木・清滝・梓・河内 志賀谷・北方・菅江・山室・大鹿・堂谷 本郷・万願寺・西山・加勢野・市場・夫馬 烏脇・坂口・村居田・井之口・野一色・小田 間田・天満・本市場・池下・山東桜ヶ丘 すみれヶ丘・平和台・グリーントウン坂口 ヴィラルシオール・グリーンヒルズあさひ
		甲津原・曲谷・甲賀・吉槻・上板並・下板並 大久保・小泉・伊吹・上野・弥高・高番 杉澤・伊吹ヶ丘・南川・村木・大清水・藤川 寺林・上平寺
		梅ヶ原・中多良・上多良・多良・朝妻・筑摩 入江・賀目山・米原ステーションタウン 河南・樋口・南三吉・西坂・東番場・西番場 一色・枝折・下丹生・上丹生
		能登瀬・日光寺・寺倉・新庄・箕浦・西円寺 岩脇・近江さくらが丘・リバティー近江 舟崎・高溝・長沢・飯・世継 ニュータウン重町・近江グリーントウン 高溝東・リーディング坂田
201～ 300世帯	12,500円	朝日 米原・米原西・三吉・醒井 多和田・宇賀野・サンライズ近江 近江母の郷ニュータウン レイクサイド宇賀野
		柏原・長岡 春照 下多良・磯 顔戸
301世帯以上	17,500円	

## 別表（要綱第4条関係）

### 2. ふれあいいきいきサロンの開催補助

補助基本額	算出方法：1,000円×回数 限度額：24,000円 ※複数拠点で開催される自治会については限度額 36,000円
-------	--

※子ども食堂・学習支援の開催補助との重複申請は認めない。

※地域お茶の間創造事業との重複申請は認めない。

### 3. 子ども食堂・学習支援の開催補助

補助額	算出方法：1,000円×回数 限度額：24,000円 ※複数拠点で開催される自治会については限度額 36,000円
-----	--

※ふれあいいきいきサロンの開催補助との重複申請は認めない。

※地域お茶の間創造事業との重複申請は認めない。

### 4. 福祉懇談会の開催補助

補助額	1回 3,000円 各年度1回に限り交付する。
-----	----------------------------

※見守りネットワーク会議と同一の会議は除く。

### 5. 見守りネットワーク会議の開催補助

補助額	算出方法：1回 2,000円×回数 限度額：20,000円
-----	----------------------------------

※福祉懇談会と同一の会議は除く。

### 6. 避難行動要支援者参加型避難訓練の実施補助

補助額	算出方法：1回 3,000円 各年度1回に限り交付する。
-----	---------------------------------

### 7. お出かけバスの運行補助

補助額	○各年度1自治会1回限り ○補助限度額 大型バス（50人以上）30,000円 中型バス（30人以上49人以下）25,000円 小型バス（29人以下）25,000円 ※借上総費用額に対し上記金額を上限に補助。
-----	--

## 8. 新規事業の実施補助

補 助 額	○毎年度3自治会まで ○1年目：3自治会総額50万円 2年目：3自治会総額25万円 3年目：3自治会総額15万円 ○総事業費の3/4を上限とする。
-------	---

※福祉懇談会・見守りネットワーク会議の開催、避難行動要支援者参加型避難訓練の実施は除く。

## 9. 居場所継続支援補助

補 助 額	○毎年度5自治会まで ○限度額：50,000円 ○補助率：総事業費の3/4を上限とする。 ○補助対象：備品整備や修繕の費用
-------	--

※過去5年間居場所を毎月実施している自治会に限る。

※過去5年から現在までで地域お茶の間創造事業補助金を受けている自治会は除く。